

# 糸島市公共施設太陽光発電設備リース導入事業公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

糸島市（以下「本市」という。）が所有する公共施設に太陽光発電設備を導入し、平時の電源として利用することにより二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とする。

導入にあたっては、民間事業のノウハウ、技術力を活用したリース方式によるものとし、設備設計、工事等に関する一括提案を受け、価格のみならず、企画力、技術力、専門性、実績等の点から最適なリース事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により募集を行う。本実施要領は、リース事業者の選定にあたり必要な事項を定めるものである。

なお、本件は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業））（以下、「環境省交付金」という。）を受け、本市が交付する補助金（以下、「補助金」という。）を活用して実施する。

## 2 事業概要

- (1) 件名 糸島市公共施設太陽光発電設備リース導入事業
- (2) 履行場所 糸島市消防署前原出張所（福岡県糸島市波多江566番地4）
- (3) 履行期間 ①太陽光発電設備等の設置工事等 契約の日から令和6年2月29日まで  
②太陽光発電設備のリース期間 令和6年3月1日から60か月間
- (4) 内容 別紙「糸島市公共施設太陽光発電設備リース導入事業仕様書」のとおり
- (5) 契約方法

プロポーザルにより選定したリース事業者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約に向けた協議を行う。なお、本件は環境省交付金を活用して実施するため、プロポーザルにより選定したリース事業者から本市に対する補助金交付申請を受け、交付決定をした後にリース契約を締結する。

- (6) 契約金額の支払い

リース料は全60回の分割払い（月払い）とする。なお、補助金を控除せずに計算したリース料期間総額（消費税及び地方消費税を含まない）から補助金を控除した額に消費税及び地方消費税を加算して契約金額を計算するものとし、契約金額を60で除したときに小数点以下の端数が発生した場合、端数分を初回支払額に合算する。

## 3 リース事業者選定の方法

提案書及びプレゼンテーションの内容による選定（公募型プロポーザル方式）とする。

## 4 本件の見積金額の限度額

リース料期間総額（60か月分）：2,178,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、リース事業者が太陽光発電設備を設置するために要する事業費のうち、補助金の交付対象事業費に該当する費用の2分の1に相当する額を控除したうえで積算されたリース料総額とし、本件の履行にかかる全ての経費を含むものとする。

※提案にあたっての上限額であり、契約額を示すものではないことに留意すること。

## 5 実施スケジュール（予定）

内 容	日 程
実施要領の公表、公募開始	令和 5 年 9 月 29 日（金）
質問受付期限	令和 5 年 10 月 6 日（金） 17 時必着
質問書への回答	令和 5 年 10 月 11 日（水） 17 時まで
参加申込書受付期限	令和 5 年 10 月 13 日（金） 12 時必着
参加資格審査の結果通知	令和 5 年 10 月 17 日（火）
企画提案書の提出期限	令和 5 年 10 月 20 日（金） 17 時必着
プレゼンテーション実施の通知 ※5 者を超える参加申込があった場合には、選定委員会にて別紙評価表の評価項目及び評価の視点により企画提案書等について書類選考を行い、5 者を選定する。書類選考で落選となった場合も通知を行う。参加申込が 5 者以下の場合、書類選考は実施しない。	令和 5 年 10 月 24 日（火） 12 時
プレゼンテーション実施	令和 5 年 10 月 27 日（金）
受託候補者決定	令和 5 年 11 月 1 日（水）
受託候補者公表、結果通知	令和 5 年 11 月 2 日（木）
契約協議	令和 5 年 11 月 2 日（木）～
補助金交付申請受付	令和 5 年 11 月 2 日（木）～11 月 10 日（金）
契約締結（補助金交付決定後）	令和 5 年 11 月 13 日（月）以降

※実施スケジュールの日程等は、変更する場合があります。

## 6 参加資格

本件に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 糸島市暴力団排除条例に掲げる暴力団及び暴力団員でない者、また、暴力団及び暴力団員に関与していない者であること。
- (3) 国及び地方公共団体において、営業停止及び指名停止等の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと等、経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、糸島市税に滞納がない者であること。
- (6) 本件を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
  - ・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者

## 7 参加申込の手続き

### (1) 提出書類 …各1部

※参加申し込みをするリース事業者の分を提出すること。

- ①参加申込書 (様式1)
- ②誓約書 (様式2)
- ③会社概要書 (様式3)
- ④太陽光発電設備設置に関する実績書 (様式4)

※実施体制に含まれる協力事業者(下請事業者を含む)が有する実績でも可

※合計で主要な10件までを記入すること

- ⑤実績を証明する書類(契約書の写し等)
- ⑥誓約書(暴力団排除条例関係)(様式5)
- ⑦登記事項証明書(法人)

※申込日から3ヶ月前までの日以内に発行されたもの。複写でも可。

### ⑧糸島市税(法人市民税、固定資産税、軽自動車税)の滞納がないことの証明書

※申込日から3ヶ月前までの日以内に発行されたもの。複写でも可。

※本市で課税がない場合は不要。

### ⑨法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

※申込日から3ヶ月前までの日以内に発行されたもの。複写でも可。

### (2) 参加申込関係書類の配布 糸島市公式ホームページから取得すること

### (3) 提出方法 持参または郵送

### (4) 提出期限 **令和5年10月13日(金)12時必着**

※持参の場合は、土・日曜日及び祝日法に規定する休日を除く8時30分から17時まで。(10月13日は12時まで)

※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。

※不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

### (5) 参加資格の審査

参加資格の審査結果は、令和5年10月17日(火)までに、電子メールにて通知する。

### (6) 参加辞退

プロポーザル参加を辞退する場合は、辞退書(様式6)を提出すること。なお、辞退した場合でも他の案件での入札には一切影響はない。

## 8 質問書の提出及び回答

### (1) 質問書の提出

本件にかかる説明会は開催しない。質問がある場合は、質問書(様式7)を提出すること。

なお、電話、口頭での質問は受け付けない。

・質問受付期限 **令和5年10月6日(金)17時必着**

・提出方法 電子メール

### (2) 質問に対する回答

回答は、電子メールにて随時、質問者へ行う。また、全質問に対する回答を一括し、糸島市ホームページにおいて令和5年10月11日(水)17時までに質問者を匿名にして公表する。

なお、質問への回答は、本実施要領や仕様書に記載する内容への追加・変更として扱う。

## 9 企画提案書等の提出

参加資格審査結果通知書を受領した者（以下「提案者」という。）は、下記のとおり企画提案書等を提出すること。

### (1) 提出書類

#### ①企画提案書の提出について（様式8） … 1部

※代表者印を押印すること。

#### ②企画提案書 … 7部

※「10 企画提案書の作成方法」に沿って作成すること。

※表紙に提案者名を記載すること。

#### ③見積書 … 1部

※「見積書（記入例）」を参考に、補助対象経費と補助対象外経費が分かるよう記載すること。

※様式は任意とし、金額については、消費税及び地方消費税抜価格、消費税及び地方消費税込価格の両方が分かるよう記載すること。

※見積額は、本市から交付される見込みの補助金相当額を明示し、その額がリース料の積算から控除されていることを明示すること。

※「〇〇一式」ではなく、内訳が分かるように記載すること。

※見積金額の限度額内での提案を行うこと。

※金額の訂正は不可。その他の記載事項を訂正する場合は、該当箇所に押印すること。

#### ④予定技術者の資格証の写し

### (2) 提出方法 持参または郵送

### (3) 提出期限 **令和5年10月20日（金）17時必着**

※持参の場合は、土・日曜日及び祝日法に規定する休日を除く8時30分から17時まで。

※期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。

※不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

## 10 企画提案書の作成方法

### (1) 基本事項

ア 企画提案書は「糸島市公共施設太陽光発電設備リース導入事業仕様書」の内容を踏まえて作成し、「評価基準」の評価項目及び評価の視点に即した提案とすること。

イ 提案は、1案とすること。

ウ 原則としてA4サイズ両面印刷とし、縦、横は問わない。A3サイズの資料を添付する場合は、A4サイズに折り込むこと。

エ ページ番号を付すこと。

オ 表紙に「糸島市公共施設太陽光発電設備リース導入事業」と記載し、提案者名を表示すること。

## (2) 企画提案書の内容

下記の内容について必ず記載すること。

### ①設備の設置方針

※設備の設置方針は(3)参考資料に示す書面で検討すること。

ア 提案の基本方針、設備の概要

イ 太陽光発電設備の容量（太陽電池モジュールの公称最大出力合計値、パワーコンディショナの定格出力合計値）

ウ 太陽光発電設備の設置方法（架台等）

エ 太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（kg/m<sup>2</sup>、基礎、パネル重量込み）及び設置する太陽光発電設備の総重量と設置する場所の積載荷重を考慮し、構造の安全性を示すこと。

オ 発電量、自家消費量、電気料金、二酸化炭素排出削減量のシミュレーション

※二酸化炭素排出係数は0.389kg-CO<sub>2</sub>/kWh（九州電力株式会社の令和3年度実績値）を使用すること。

※提案した太陽光発電設備の容量は、原則として変更を認めない。ただし、受託候補者の選定後は必要に応じて現地調査を実施することを認めることとし、調査の結果、施設の設置容量が減る場合に限り、本市との協議のうえ決定することを認めることがある。

### ②事業実施体制図

※リース事業者名、施工管理者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示すもの。

※予定技術者が下請事業者に属する場合は、体制図に含めること。

### ③スケジュール案

### ④事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

## (3) 参考資料

検討にあたっては以下の情報を参考にすること。

- ・別紙1「公共施設太陽光発電設備等設置可能性調査 調査報告書」
- ・別紙2「直近の使用電力量及び契約電力」
- ・別紙3「30分使用量」 ※昨年11月以前のデータは提供不可。
- ・別紙4「電気関係竣工図」

## 11 選定方法

本市職員5名で構成される選定委員会が評価基準に基づく審査を行い、評価の合計得点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。合計得点が同点となる提案者が2者以上あるときは、選定委員会の協議により順位を決定する。

ただし、審査にあたっては最低水準を満点の6割とし、最低水準未満の得点の場合は候補者の対象としない。このため、提案者が1者の場合でも審査を行う。

### (1) 書類選考による選定

5者より多くの参加申込があった場合は、企画提案書等について書類審査を行い、5者を選定し、選定された者のみでプレゼンテーションの審査を実施する。

## (2) プレゼンテーションによる選定

選定委員会は、プレゼンテーションにより評価基準の評価項目及び評価の視点に基づく審査を行い、評価の合計得点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

①場所 糸島市役所内会議室

②日時 令和5年10月27日（金）

※場所及び時間の詳細については、10月24日（火）までに電子メールにて通知する。

③時間配分 1者あたり25分（プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分以内）

④出席者 本件に携わる3人以内とし、リース事業者及び施工管理者は必ず出席すること。

⑤その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションの順番は、選定委員会で決定し通知する。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは、事前提出された企画提案書に基づき行う。  
企画提案書提出後に追加資料を提出すること、企画提案書に記載されていない内容の提案は認めない。
- ・プレゼンテーションは、書面による資料及び口頭により行う。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、状況に応じ、リモートによるプレゼンテーションによる審査等に変更する場合がある。
- ・本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。

⑥選定結果の通知と公表

受託候補者及び選定されなかった提案者に対して、審査結果通知書により通知する。なお、審査結果についての異議、問い合わせは一切受け付けない。

審査結果については、本市のホームページで公表する。ホームページに掲載する者は、受託候補者のみとし、選定されなかった提案者については掲載しない。

## 12 契約について

- (1) 受託候補者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約に向けた協議を行う。
- (2) リース契約締結時の仕様書は、糸島市公共施設太陽光発電設備リース導入事業仕様書及びプロポーザルの企画提案の内容に基づく。企画提案において糸島市公共施設太陽光発電設備リース導入事業仕様書に記載のない内容が提案され、本市が有益な内容であると認めた場合、受託候補者と協議の上、リース契約締結時に仕様書に追記する場合がある。
- (3) 受託候補者が契約を締結できない事由が発生した場合または協議が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位となった参加者のうち順位が上位であったものから契約に向けた協議を行うものとする。
- (4) 本件は、環境省交付金を活用して実施するため、受託候補者から本市に対する補助金の交付申請書類を提出し、本市が補助金の交付を決定した後に契約を締結する。なお、補助金の交付を受けられなかった場合は、補助金の交付を受ける前のリース期間総額で契約するか、契約しないかの協議を行うものとする。
- (5) 契約に要する一切の費用は、受託候補者の負担とする。
- (6) 履行場所の公共施設については、太陽光発電設備を設置する前に折板屋根に対するシーリ

ング工事を行う。工事は別途契約を締結するが、選定された受託候補者（事業実施体制にある構成関連事業者を含む）に優先的に協議するものとする。

### 13 提案者の失格

提案者または受託候補者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、受託候補者が契約を締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合または該当していることが判明した場合は、決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ア 提案資格要件を満たさなくなった場合
- イ 限度額を上回る見積書を提出した場合
- ウ 提出期限までに書類が提出されない場合
- エ 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- オ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- カ 著しく信義に反する行為があった場合
- キ 契約を履行することが困難と認められる場合
- ク 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- ケ 本件について2案以上の企画提案をした場合
- コ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

### 14 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 本件に係る情報公開請求があった場合は、糸島市情報公開条例の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

#### 【書類の提出・問い合わせ先】

糸島市 生活環境部 環境政策課 環境・エネルギー係（担当：矢野、岡、田中）  
〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号  
電話番号：092-332-2068（直通） FAX番号：092-321-1139  
Eメール：kankyo@city.itoshima.lg.jp